

会議の開催結果について

- 1 会議名 第1回上尾市いじめ問題調査委員会
- 2 会議日時 令和6年 5月 2日 (木)
午前・午後 3時15分から
- 3 開催場所 上尾市役所 7階教育委員室
- 4 会議の議題 別紙のとおり
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 非公開の理由 無
- 7 傍聴者数 1人
- 8 問い合わせ先 学校教育部指導課
(担当課)

会 議 録

会議の名称	第1回上尾市いじめ問題調査委員会	
開催日時	令和6年 5月 2日(木) 午後3時15分から	
開催場所	上尾市役所 7階教育委員室	
議長(委員長・会長)氏名	神尾 尊礼	
出席者(委員)氏名	綱島 宗介 佐久間 純子 小林 稔 大山 和俊	
欠席者(委員)氏名		
事務局(庶務担当)	瀧澤 誠 武田 直美 飯島 幸司 大平 篤	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	1 委員長選出 2 報 告 (1) 上尾市のいじめ問題に関する施策について (2) 上尾市いじめ問題調査委員会について (3) 上尾市のいじめ問題の現状について 3 質 疑 応 答	別紙のとおり
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 1 名
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度第1回上尾市いじめ問題調査委員会 ・令和5年度上尾市のいじめ防止等へ向けた施策、取組に係る事業報告 	
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和6年 6月10日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>神尾 尊礼</u></p> <p style="text-align: right;">議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)</p>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
指導課長	上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例により、本調査委員会の会議は、委員等の過半数が出席をしているため、開催させていただきます。以後の進行につきましては、神尾委員長に進行をお願いいたします。
委員長	本日の第1回上尾市いじめ問題調査員会への傍聴の申し出はありますか。
事務局	1名の方から傍聴の申出があります。委員長の許可をお願いします。
委員長	傍聴人の入室を認めます。
委員長	(傍聴人入室) それでは、会を進行させていただきます。
事務局	はじめに、報告1 上尾市のいじめ問題に関する施策について、事務局より説明をお願いします。
事務局	令和6年度第1回上尾市いじめ問題調査委員会冊子をお開きください。上尾市のいじめ問題に関する施策につきまして、御説明いたします。 上尾市では、「上尾市いじめ等の防止のための基本的な方針」に沿って、組織的にいじめ防止に取り組んでおります。 教育委員会はもとより、市長部局、児童相談所や上尾警察署、またその他関係団体と、多くの機関において、対応を図っております。 上尾市としての取組・施策において、いじめの未然防止、またいじめを早期発見するための取組については、別冊にて示しております。本調査委員会は、いじめに対処する組織の1つとして位置付けられております。 具体的には、学校においていじめ重大事態が発生し、学校における調査が困難な場合に、本調査委員会で調査を行います。詳細は、この後御説明させていただきます。 報告1については、以上でございます。
委員長	次に報告2 上尾市いじめ問題調査委員会について、事務局より説明をお願いします。
事務局	過去の本委員会の設置状況について御説明いたします。 令和4年度から5年度につきましては、計8回本委員会を開催しました。これは、先ほど申しましたいじめ重大事態に対応する会議を実施したということです。本件につきましては、現在は、この後御説明いたします問題再調査委員会Bにおいて対応しております。 重大事態への対処につきまして、詳細を御説明いたします。 「いじめ防止対策推進法」によって、3つの組織を設置することが示されました。本委員会は、上尾市いじめ問題調査委員会Aでございます。 本委員会においても対応が難しい事案については、上尾市いじめ問題再調査委員会Bにて調査を行います。

関連条例についても御説明いたします。

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例において、本委員会について示されております。「上尾市立の小学校または中学校における調査が困難な場合に、当該重大事態について調査を行うもの」とございます。

つまりは、重大事態の発生後すぐに本委員会が調査を行うのではなく、学校が主体となった調査において、それ以上の調査が困難となった際に、調査を行うのが、本委員会でございます。委員の任期は2年となっております。どうぞよろしく願いいたします。

いじめ重大事態について御説明いたします。

いじめ重大事態とは、(1)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があるとき、また、(2)「相当の期間学校を欠席することを余儀無くされている疑い」がある状態のことでございます。

しかしながら、(1) また (2) の状態に至っていなくとも、児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合は、「重大事態が発生したもの」として、報告・調査を行います。

また、調査や報告に当たっては、いじめ行為の事実関係について、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な調査をすること、また、調査主体に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合うこと、さらには、調査にて明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供すること等に留意して調査・報告をしてまいります。

ここまで御説明させていただきました組織を図で示したものが10ページでございます。

右上、学校で重大事態に該当するいじめが発生しましたら、教育委員会に報告があり、中央右側「学校が主体となった調査機関」で調査を行います。その調査が困難な場合には、赤で囲んでおりますとおり、本「上尾市いじめ問題調査委員会 A」が調査を行います。

なお、1つの重大事態において、本委員会は10回程度の事実関係調査を行います。児童生徒からの聴き取り等を通して、事実関係を確認し、いじめを受けた児童が落ち着いて学校生活に復帰できるよう支援してまいります。

報告2については、以上でございます。

委員長

次に報告3 上尾市のいじめ問題の現状について事務局より説明をお願いします。

事務局

上尾市立小・中学校いじめに関する状況調査結果につきまして、御説明いたします。

上尾市におけるいじめの発生状況については、御説明いたします。令和5年度、小学校においては、1,160件のいじめを認知し、1,072件が解消されております。現在も132件のいじめが解決に向け取り組み中でございます。同様に、中学校においては、215件のいじめを認知し、165件が解消されております。57件が現在も取り組み中でございます。

	<p>なお、「令和5年度上尾市のいじめ防止等へ向けた施策、取組に係る事業報告」につきましては、上尾市のいじめ防止等に向けて実践した取組を示しておりますので、のちほど御覧ください。</p> <p>報告3については、以上でございます。</p>
委員長	委員の皆様、御意見、御質問等がございますか。
大山委員	重大事態の調査について、調査・報告で終わりではなく、改善策も含めて検討することは可能ですか。
事務局	可能でございます。不十分な対応であったと判断されることに関しては、改善策も含め、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。
大山委員	ありがとうございました。
委員長	中立性の観点から、学校主体の調査委員会に批判が多いと報道で聞きます。教育委員会が悩まれるようでしたら、学校主体ではなく、本委員会での調査も可能ですので、お話をいただけたらと思っております。
事務局	御協力ありがとうございます。
委員長	他にはよろしいですか。進行の御協力ありがとうございました。議事進行について、事務局にお戻しします。
事務局	昨今のいじめについて、委員の皆様が感じているところはございますか。
委員長	SNS等、いじめの様態が多様化しているように思います。通常がいじめと異なり、書き込みを見て判断するので、匿名性もあり、解決が難しい。被害児童生徒に寄り添って、心をケアしていくことが重要だと感じています。
事務局	上尾市ではネットパトロールを行い、ネットのいじめには注意して見守りを行っております。
綱島委員	いじめと虐待について関連があると感じています。精神科としても、昨今の虐待の状況を危惧しています。また、いじめの根絶は難しいと感じていて、解決には時間がかかると感じています。
事務局	いじめと、虐待に影響されるものを含む児童生徒の精神的状態は大いに関係しています。そのことも含めて、上尾市では、心理検査を行い、早期発見に役立てています。
佐久間委員	いじめの定義が変わっています。被害を受けている児童生徒が心身の苦痛を感じていることに寄り添っていくことが大切だと感じます。相談を受けていても複雑化していることが分かります。

事務局	<p>上尾市においては、アンケートや報告を行い、その把握に努めています。「いじめの見逃しゼロ」を目標に、各校において、積極的にいじめを発見し、対応するように伝えています。</p>
小林委員	<p>小学校の件数が多いのに、中学生が少ないのはなぜなのかと疑問に思います。本当はいじめがあるけど、もぐりこんでいるのかと思います。</p> <p>また、重大事態についての説明がありましたが、いじめについて、どのような段階が分けられているのか、ということについて教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>いじめの段階について、様式A、様式B、様式Cという報告様式に区切られています。様式Aでは、悪口や冷やかし等によるいじめを認知した場合に報告するよう通知しております。様式Bでは、加害者が複数の場合や、悪質な場合等を認知した場合に、様式Cでは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があるとき、また、「相当の期間学校を欠席することを余儀無くされている疑い」がある状態を認知した場合に報告するよう通知しております。</p>
大山委員	<p>人権擁護委員として、いじめ防止に係る人権教室を8校の小学校で行い、中学校では1校を行いました。さらに増えると良いと思います。いじめは人権侵害であり、絶対許されないことです。場合によっては、犯罪にもなり得ます。</p> <p>いじめ問題を解決するためには、緻密な調査が必要であり、それを踏まえて、適切に対処していくことが重要だと感じています。いじめがよく行われるのは教室が多く、時間帯は休み時間、登下校中が多いと聞いたことがあり、時期的には5～6月、10～11月が多いと言われています。</p> <p>そうしたいじめ問題に対して、1つ目に学級担任が適切に見守っていくことが大切だと感じています。教師による、児童生徒の観察、人権指導、生徒指導について、熱意をもって、スピード感をもって対応していくことが重要だと思います。</p> <p>2つ目に、校内外の様子について、保護者やボランティアやシルバー人材センターの協力を得て、より多くの目で見守っていけると良いと思います。</p> <p>3つ目に、いじめについては、目の届かないところで行われていることもあるので、アンケート調査を有効活用し、その目を摘んでいくことが大事だと思います。</p> <p>4つ目に、いじめについては、被害者のケアが優先ですが、加害者にも、確実に指導をし、悪かったことを認め、啓発していけるようにして欲しいです。ただ、重大事態においては、警察と連携し、毅然と対応していくべきだと考えます。</p> <p>5つ目に、人権教室について話題が出しましたが、その一方で、人権教育推進計画に沿って、各学校がどのように実施しているのかについて確認していくことも大事なのではないかと思います。</p> <p>最後に、いじめが起きている現場において、そのいじめを隠蔽する気運があるとすれば、それを正していくべきだと感じます。</p>
事務局	<p>多くの視点からの御意見ありがとうございます。頂いた御意見を参考にさせていただきます、いじめ対策に活かして参ります。</p>

指導課長

御意見ありがとうございました。

教育委員会において、いじめ対策は重点課題であります。いじめの認知件数は増えているということは、「いじめ見逃しゼロ」という観点から見ると、教員が児童生徒をしっかり見ているということだと思います。子供目線で、相手の立場になって、被害を受けている児童生徒に寄り添える教員を育成できるよう、指導して参ります。

いじめの解消については、3か月の期間の観察を通して、児童生徒本人及び保護者の解消確認をもって解消としているが、それで終わりではなく、継続的に見ていくように指導しています。

以上をもちまして、第1回上尾市いじめ問題調査委員会を終了いたします。